

# 第 1 章

## 農業振興プラン策定の趣旨



## 1 農業振興計画の経過と背景

多摩市では、平成4年に「都市と共存する農のある快適なまちづくり」を基本方針として「多摩市都市農業推進計画」を策定し、平成13年3月に第2次計画として「多摩市農業振興計画」を、平成21年3月に第3次計画として「多摩市農業振興計画（改訂版）」を策定しました。

国は、平成11年7月に日本農業の基本的な指針である「農業基本法」を38年ぶりに大幅に見直し、「食料・農業・農村基本法」を制定しました。平成27年4月には、都市農地に対する国民的な評価の高まりなどを受けて、都市農業振興基本法を制定しました。平成28年5月には都市農業振興基本計画を閣議決定し、都市農業の多面的な機能が評価され、都市農地を「宅地化すべきもの」から「都市にあるべきもの」と位置づけるという、大きな転換が示されました。その背景には、都市農地を維持してきた農業者とそれを支援してきた市町村農業行政の努力があり、同法でも「都市農業の振興は、都市農業が、これを営む者及びその他の関係者の努力により継続されてきたもの（都市農業振興基本法、第三条基本理念）」とうたわれています。

東京都は、都市農業振興基本法の制定など東京農業を取り巻く社会情勢の変化を受けて、都が展開すべき振興施策の方向について東京都農林・漁業振興対策審議会へ諮問し、『都市と共存し、都民生活に貢献する力強い東京農業の新たな展開』について、平成28年8月に答申を受けました。この答申を踏まえ、平成29年に都が目指す農業振興の方向と今後の施策展開を示す、新たな『東京農業振興プラン』を策定しました。

本市では、多摩ニュータウン開発や土地区画整理事業による農地の減少が進みましたが、現在は農地の約7割が生産緑地地区指定により保全されており、多摩市農業振興計画にもとづく施策が進められています。しかし、2022年には多くの生産緑地が指定から30年を迎えることから、国においては生産緑地法の改正による「特定生産緑地制度」の創設や「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」の施行などが進められ、本市においても新たな対応が求められる状況となっています。

## 2 計画改定の目的とねらい

平成21年3月に策定された「多摩市農業振興計画（改訂版）」の期間は平成21年度から平成30年度の10か年ですが、この間、生産緑地法の改正等、制度的にも転換期を迎えて、都市農業をめぐる環境も大きく変化しています。

そのため、「多摩市都市農業振興プラン」は、「都市農業振興基本法」の基本理念に基づき、「東京農業振興プラン」を踏まえるとともに、新たな制度を有効に活用し、農家の努力の下で維持されてきた農地を将来的にも存続させることを目的として、市民の農への関心の高まりを取り込んだ実現性のあるプランとすることとします。

## 3 計画期間

計画の期間は、平成31年度（2019年度）から平成40年度（2028年度）までの10か年とします。策定から5年後の2024年度に見直しを行います。

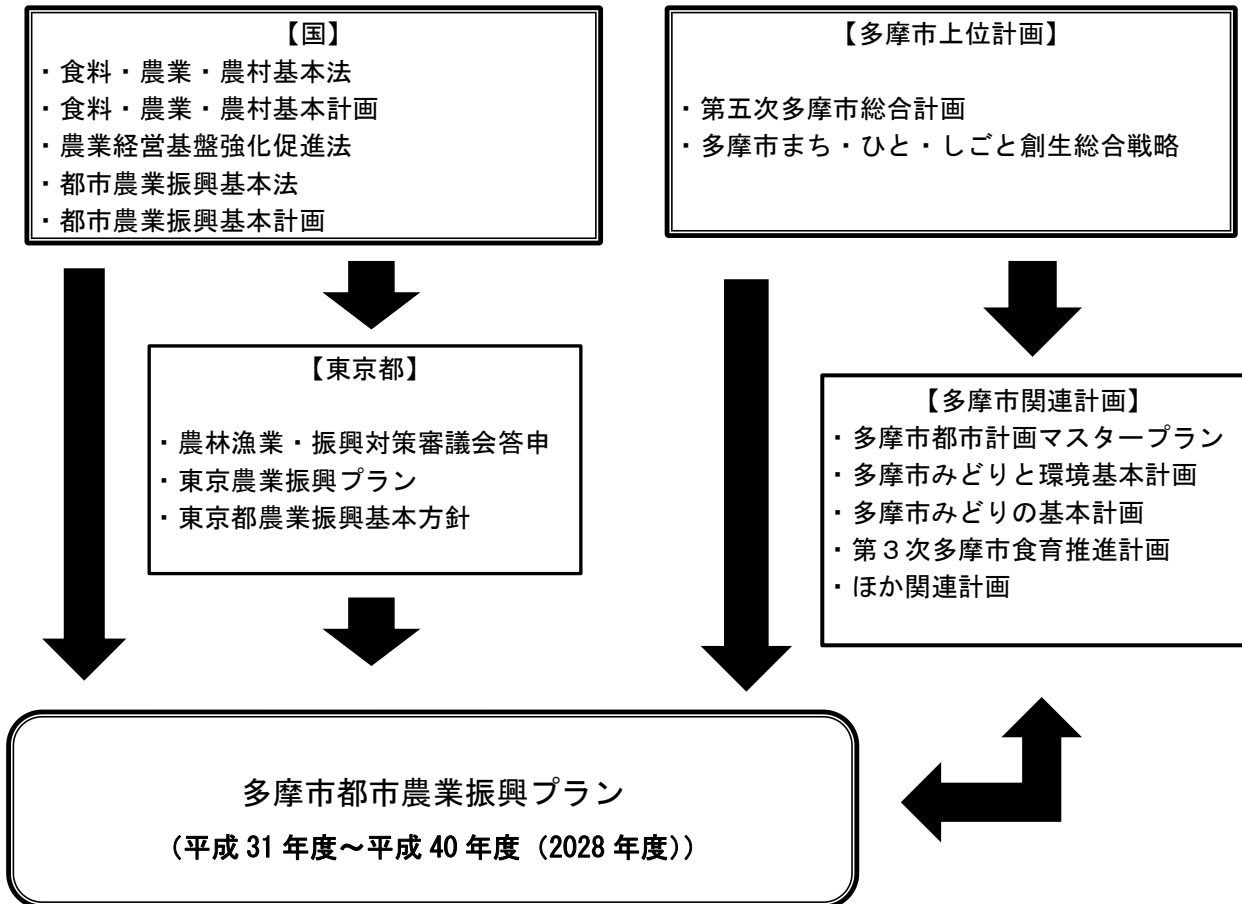
※平成31年5月1日から新元号となるため、「平成40年度」（2028年度）は暫定的に表記

## 4 計画の位置付け

### (1) 多摩市総合計画等との関係

「第五次多摩市総合計画」における農業は、「政策01 人々が集い、働く、活気と魅力あふれるまちづくり」の施策の中に位置付けられており、基本計画との整合性を図るとともに、多摩市都市計画マスタープランをはじめとする関連計画との整合性を図ります。

〔多摩市都市農業振興プランと各種計画等の関係〕



### (2) 農業経営基盤強化促進法に定める農業基本構想としての位置付け

国、都の関連計画、方針との整合を図るとともに、認定農業者が作成する農業改善計画の基となる農業経営基盤強化促進法に定める農業基本構想として位置付け、効率的、安定的な農業経営を行う認定農業者を中心に都市農業の発展を目指します。

### (3) 都市農業振興基本法に基づく「地方計画」としての位置付け

基本法では、『第十条 地方公共団体は、基本計画を基本として、当該地方公共団体における都市農業の振興に関する計画（以下「地方計画」という。）を定めるよう努めなければならない。』と規定され、本計画を「都市農業振興基本法」における地方計画として位置付けます。

なお、東京都は「東京農業振興プラン（平成29年5月制定）」を地方計画として位置付けています。